

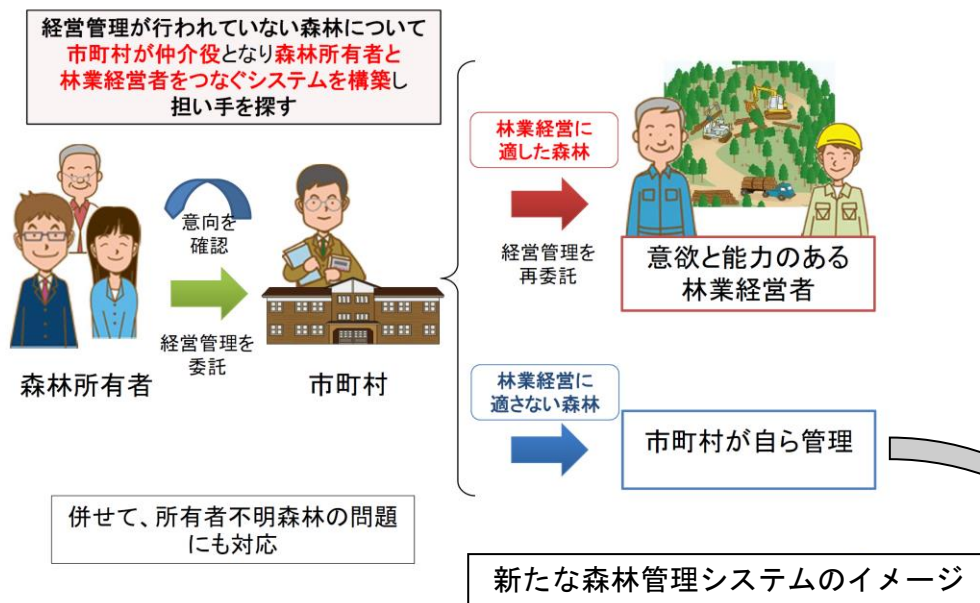
森林経営管理法及び国版森林環境税（仮称）に係る国の動向について

1 森林経営管理法について

平成 30 年 5 月 25 日成立、6 月 1 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行

【概要】

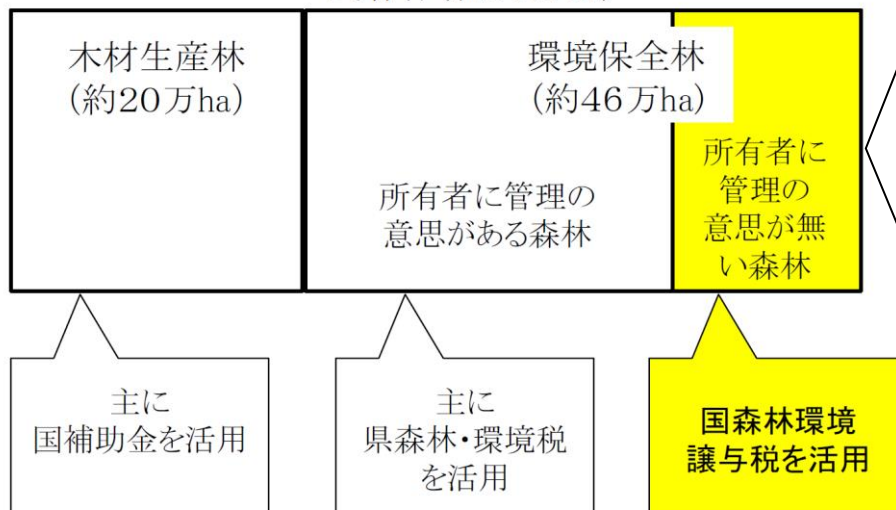
- 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務を明確化
- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し
- 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が管理
→基本的にはこの部分に森林環境譲与税（仮称）を充当



2 国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）について

- 国の考え方・・・資料 3 - 3 のとおり
- 森林環境譲与税（仮称）の対象となる森林 [イメージ]

民有林(約66万ha)



3 県としての対応状況について

- 市町村林務行政支援チームの設置（H30.2）
 - ・ 森林整備を進めるうえでの市町村からの相談対応
 - ・ 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する県の支援策にかかる検討
 - ・ 清流の国ぎふ森林・環境税との棲み分け等にかかる検討